男鹿市訓令第１号

男鹿市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月１日

男鹿市長　菅　　原　　広　　二

男鹿市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

男鹿市職員安全衛生管理規程（平成１７年男鹿市訓令第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（産業医） 第１１条　（略） ２　産業医は、男鹿みなと市民病院の医師の職にある者から選任する。 ３～４　（略）	（産業医） 第１１条　（略） ２　産業医は、男鹿みなと市民病院長の職にある者をもって充てる。 ３～４　（略）
備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。